

# JIS

## 船舶の照度基準 及び 照度測定方法

JIS F 8041 -1986

(2003 確認)

昭和 61 年 12 月 15 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## 船舶部会 IEC TC/18 船用ぎ装専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	原 昌 三	三菱重工業株式会社船舶鉄構事業本部
	大 西 重 雄	運輸省船舶局
	飛 田 勉	工業技術院標準部
	大須賀 実	川崎重工業株式会社船舶・神戸設計部
	岡 野 益 弘	三菱重工業株式会社船舶技術部
	鬼 頭 博 明	日本鋼管株式会社造船設計部
	富 士 泰 宏	三井造船株式会社船舶海洋プロジェクト事業本部
	藤 本 正 俊	住友重機械工業株式会社船舶海洋鉄構事業本部
	荒 川 康 一	日立造船株式会社船舶本部
	加 納 寛 治	石川島播磨重工業株式会社船舶海洋事業本部
	村 上 嘉 明	日本郵船株式会社工務部
	大 石 幸 明	大石電気工業株式会社
	神 谷 鍵 次	株式会社三英電機製作所
	福 島 彰	財団法人日本船舶標準協会
(事務局)	田 仲 信 夫	工業技術院標準部機械規格課

主務大臣：運輸大臣 制定：昭和 61.12.15 確認：平成 10.5.28

官報公示：平成 10.6.8

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 眞田 茂）

審議専門委員会：IEC TC/18 船用ぎ装専門委員会（委員長 原 昌三）

この規格についての意見又は質問は、国土交通省 海上技術安全局技術課（☎100-0013 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

船舶の照度基準及び照度測定方法 F 8041-1986  
(1998 確認)Recommended Levels of Illumination and  
Methods of Illumination Measurements for Marine Use

1. **適用範囲** この規格は、船舶、海洋構造物などにおいて、人工照明によって労働安全、良好な生活環境などを確保するために必要な照度の基準及びその測定方法について規定する。

2. **所要照度** 所要照度は、人工照明を設備する場所の分類に対応して、**付表**による。

なお、**付表**の照度に対する一般条件は、次による。

(1) **付表**に示す照度は、常時維持照度である。したがって、設計に当たっては、保守率<sup>(1)</sup>を考慮して計画すること。

注<sup>(1)</sup> 保守率とは、照明設備をある期間使用した後の平均照度と初期照度との比をいう。

(2) 全般照明の照度は、**3.**で規定する測定方法による平均値であって、個々の測定値の最小値ではない。

(3) 局部照明がある場合の全般照明の照度は、特に要求がない限り、局部照明を点灯した状態での値とする。

(4) 局部照明の照度は、特に要求がない限り、全般照明を点灯した状態での値とする。

(5) 局部照明で測定箇所が1点の場合の照度は、少なくとも**付表**の値であること。

**備考** 対象の特殊性、測定法などで一般条件に適合しない場合には、**付表**の**備考**にその旨を記した。

### 3. 照度測定方法

3.1 **一般条件** 照度測定方法の一般条件は、次による。

(1) 照度測定は、**JIS C 1609** (照度計) に規定する照度計を用いて行う。

(2) 測定時の灯具には、正規の電圧及び周波数が給電されていること。

(3) 測定者の位置及び服装が測定に影響を与えないように注意すること。

(4) 測定は、日没後、クレーンなどの陸上設備又は他の船舶などからの光の照射の影響がないことを確認してから行う。

3.2 **全般照明測定方法** 全般照明の照度の測定は、原則として次によって行い、求める照度は、それらの測定値の算術平均で表す。

(1) **仕切られた室の場合** その全域を人が移動できる仕切られた室の測定は、次による。

なお、測定点の例を図1に示す。

(a) 室の仕切りとそれに最も近いランプ又は電球の端部との中央。

(b) 近接する二つのランプ又は電球間の中央。

(c) 特に指定がない限り、いずれも床面から850 mmの高さの水平面。

(d) 高さ1500 mm以上の家具などは、仕切りとみなす。

(e) ランプ又は電球の直光が遮られる空間がある場合は、その遮られた空間の中央を測定点として追加する。